

電波利用環境委員会報告（案）に関する意見募集結果及び意見に対する考え方（案）
（平成 23 年 2 月 22 日～同年 3 月 23 日意見募集）

番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方（案）
①	「全体への意見」 我が国における電波利用が飛躍的に進展する現状において、安心・安全を確保する局所吸収指針（SAR）の重要性はますます高まっています。このような状況において、現在の局所吸収指針の基準値が適用される範囲（3 GHz 以下、10cm 以下）を定量的な調査・研究で見直されたことを大いに歓迎し、適用範囲（6 GHz 以下、20cm 以下）に拡張する改定案に賛同いたします。 【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】	賛同意見として承ります。

番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方（案）
②	「2.2.1 電磁界強度指針（補助指針）の離隔距離変更の可能性について」 委員会報告案における2.2.1章において「この結果（詳細は別紙1のとおり）、身体との距離が10cm未満の無線設備に対して電磁界強度指針（補助指針）を適用することは妥当でないとの結果が示された。」との結論が示されておりますが、これは以下の理由により、従来の答申内容を踏襲すべきと考えます。 平成9年4月24日に電気通信技術審議会から示されております、諮問第89号「電波利用における人体防護の在り方」（平成8年11月25日諮問）についての答申の別紙1「局所吸収指針等を反映した補助指針」、補助指針（1）には次の記述がございます。 「なお、人体から20cm以内（300MHz以上の周波数では10cm以内）の空間で使用する機器等については、その状況ごとに個別の判断が必要である。基礎指針を超えるおそれがある場合には、局所吸収指針に基づく評価を行なうことが望ましい。」 一方、委員会報告（案）では、10cm未満への電磁界強度指針（補助指針）の適用は妥当ではないとの見解が示されています。しかしながら、この見解は基礎的なモデルによる検討結果に基づくものであり、従来の電磁界強度指針の適用範囲を変更するためには、更なる検討が必要であると考えます。 従って委員会報告（案）の2.2.1章の結論、は以下のような表現とすることが望ましいと考えます。 「この結果（詳細は別紙1のとおり）、身体との距離が10cm未満の無線設備に対して電磁界強度指針（補助指針）を適用する<u>場合、十分な注意を払うことが必要</u>との結果が<u>あらためて</u>示された。」 【電磁環境委員会】	本報告（案）では、電磁界強度指針に関するこれまでの答申内容と整合を図っており、ご指摘の「電磁界強度指針の適用範囲を変更する」ことはしていません。 しかし、そのような誤解を与えることがないように、次のとおり表現を明確にします（下線部分が修正箇所）。 「この結果（詳細は別紙1のとおり）、<u>3GHz以上6GHz以下の周波数において、身体との距離が10cm未満の無線設備に対して電磁界強度指針（補助指針）を適用するように改定する</u>ことは妥当でないとの結果が示された。」

番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方（案）
③	「別紙１「５．まとめ」について」 報告（案）におきましては「以上より、電磁界強度指針（補助指針）の離隔距離条件（現行は１０ｃｍ以上）を短距離側に変更し、身体に近接した電磁放射源に適用することは難しいと結論できる。」となっておりますが、次のようなニュアンスの記述が望ましいと考えます。 「以上より、電磁界強度指針（補助指針）の離隔距離条件（現行は１０ｃｍ以上）を<u>直ちに</u>短距離側に変更することは難しいと結論できる。」 【電磁環境委員会】	ご指摘の記述は、検討結果に基づき、３GHz 以上 ６GHz 以下の周波数において、電磁界強度指針を身体との距離が１０ｃｍ未満の無線設備に対する指針に変更して適用するのは難しいとの見解を示したものであり、修正の必要はないと考えます。ただし、②に対する回答と同様に、次のとおり表現を明確にします（下線部分が修正箇所）。 「以上より、<u>３GHz 以上 ６GHz 以下の周波数において、</u>電磁界強度指針（補助指針）の離隔距離条件（現行は１０ｃｍ以上）を短距離側に変更し、身体に近接した電磁放射源に適用することは難しいと結論できる。」
④	「諮問第２０３０号「局所吸収指針の在り方」に関する答申（案）について」 答申案におきまして、「ただし、周波数が３００MHz 以上 ３００GHz 未満であって、１０cm 以上 ２０cm 以内の距離における電磁界強度指針又は補助指針の適用は排除されない。」とされていますが、１０cm 未満におきましても、電磁界強度指針又は補助指針の適用を除外されないよう、適切な表記への変更、ないしは適切な補足説明を追加することが望ましいと考えます。 【電磁環境委員会】	②に対する回答のとおり、本報告（案）では、電磁界強度指針又は補助指針に関するこれまでの答申内容と整合を図っており、ご指摘の記述はそれを明確化したものであることから、表記の変更や補足説明の追加は必要ないと考えます。

番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方（案）
⑤	「全体への意見」 現行の局所吸収指針の上限周波数を、現行の 3GHz から 6GHz へ拡張することが適当とする、本報告案の内容に賛成いたします。 また、電磁界強度指針（補助指針）の離隔距離の変更の可能性につきまして、従来の答申内容との整合性を考慮した内容とすべきと考えます。 【イー・モバイル株式会社】	賛同意見として承ります。 また、②に対する回答のとおり、本報告（案）では、電磁界強度指針に関するこれまでの答申内容と整合を図っており、その内容を変更するものではありません。